

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例			
条 例 番 号		令和元年神奈川県条例第44号	法 規 集	第6編第1章第2節	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局福祉部生活援護課			
条 例 の 概 要		社会福祉法第68条の5第1項の規定に基づき、同法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、社会福祉法第68条の5第1項の規定により定めることとされている無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に定める基準により、入居者が自立した生活を送るために必要な設備の整備等、無料低額宿泊所の適切な運営が確保されており、有効である。			【施設数】 77施設 (令和7年12月22日時点)
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設で県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 また、本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」実施計画の主要施策「生活を支える福祉の充実（生活に困窮している方への必要な保護と自立の支援）」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例に定める基準は、社会福祉法の規定により厚生労働省令で定める基準に従い、基準を標準とし、又は基準を参酌した内容となっており、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				